

# 裁量労働制 仕切り直し

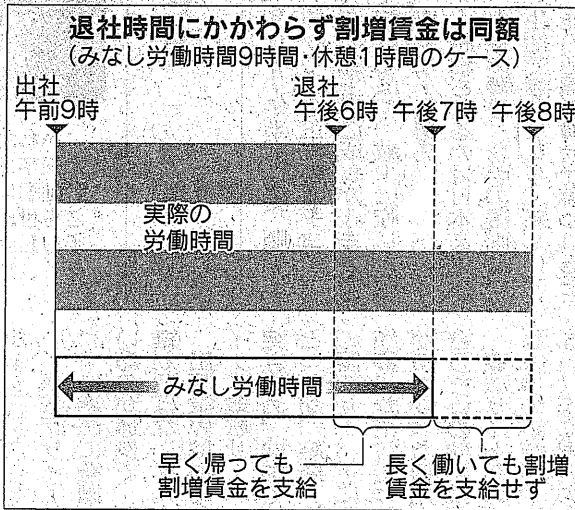
## 厚労省、9月にも検討会

厚生労働省は今秋、あらかじめ決めた時間を働いたとみなす「裁量労働制」の対象業務拡大に向けた検討を改めて始める。国会で成立した働き方改革法の原案に当初は対象拡大が盛り込まれていたが、同省による調査データの不備で撤回を迫られた。ただ柔軟な働き方を一段と進めるため、早期に議論の仕切り直しを求める声は経済界を中心に強い。同省は統計学の有識者らでつくる検討会を立ち上げ、議論を再始動する。

### 裁量労働制の仕組み

対象業務	<b>専門業務型</b> ・弁護士や公認会計士など19業務 <b>企画業務型</b> ・経営の中核で企画、立案、調査、分析の業務に就く人
年収要件	なし
労働時間	あらかじめ決めた時間を働いたとみなす。実際は個人の裁量に委ねる
賃金	みなし労働時間に応じて支払う
深夜・休日手当	割増賃金を支払う

## まず働き手の需要調査



9月にも発足させる検討会はまず、働き手のニーズを把握する実態調査を実施。企業側と労働組合側を交えて議論し、厚労相の諮問機関である労働政策審議会ですべての労働政策設計を詰める。早ければ2020年の国会に労働基準法改正案を提出することをめざす。

裁量制は、企業の労使であらかじめ決めた「みなし労働時間」を働いた時間とする仕組みだ。一般的には労働基準法に基

づく法定労働時間(1日8時間)を超えて働くことになり、残業代が出るが、裁量制なら実際に働いた時間とは関係なく、みなし時間で賃金が決まる。

現行制度でも弁護士やコピーライター、新聞記者など専門的な19業務による「専門業務型」と、企業の経営の中核で企画、立案、調査、分析を担う「企画業務型」が裁量労働制の対象だ。もっとも、働き手のうち、専門型が適用されている人は1・4%、企画型は0・4%にとどまる。

労働組合や野党は「長時間労働を助長する」などとして裁量制拡大に反対している。一方で、工場ライン生産などと異なり、成果を時間で評価できない働き方が急速に広がっている。

このため検討会では経営側だけでなく、すでに裁量労働制で働いている人にもニーズや課題を聞き取る。裁量制の適用前後で労働時間がどう変わるかなども調べたいと考えた。

裁量制は仕事のやり方などが個人の裁量に委ねられるが、実際は出退勤の時間が厳しく決められているなど、不適切な運用実態も問題になっている。厚労省はこうした課題も踏まえて、運用の適正化を法案に盛り込むことを検討している。

6月末に成立した働き方改革関連法では一部の専門職を労働時間規制から外す「脱時間給付制度」を設けた。当初はさらに企画型の裁量労働制の対象に、一定の専門知識があり顧客の経営課題を解決する提案型の営業職などを加える予定だった。

ところが、裁量制で働く人の方が一般労働者よりも働く時間が短いという厚労省の主張の根拠だった調査に誤りがあることが発覚。野党が猛反発し、政府は裁量制拡大を法案から削除することを余儀なくされた。

厚労省が早期に議論の仕切り直しに動くことには、野党や労組から批判が出ることも予想される。「提案型の営業職」を対象を広げるという従来案を単純に踏襲しても、理解を得ることは難しい。裁量制の対象にふさわしい業種は何かといった、そもそも論からやり直すことになりそうだ。

裁量制はそもそも労働時間の短縮が目的ではなく、だからだと職場に残る慣習を改め、効率よく働いて生産性を高めることが狙いだ。

日本の労働生産性は先進国の中でも最低レベルに沈む。裁量制になれば、働き手がより効率的に付加価値の高い仕事をする。制度設計に向け、まずは厚労省が信頼に足るデータを示すことが課題となる。

裁量制は仕事の内容ややり方などが個人の裁量に委ねられるが、実際は出退勤の時間が厳しく決められているなど、不適切な運用実態も問題になっている。厚労省はこうした課題も踏まえて、運用の適正化を法案に盛り込むことを検討している。

6月末に成立した働き方改革関連法では一部の専門職を労働時間規制から外す「脱時間給付制度」を設けた。当初はさらに企画型の裁量労働制の対象に、一定の専門知識があり顧客の経営課題を解決する提案型の営業職などを加える予定だった。

ところが、裁量制で働く人の方が一般労働者よりも働く時間が短いという厚労省の主張の根拠だった調査に誤りがあることが発覚。野党が猛反発し、政府は裁量制拡大を法案から削除することを余儀なくされた。

厚労省が早期に議論の仕切り直しに動くことには、野党や労組から批判が出ることも予想される。「提案型の営業職」を対象を広げるという従来案を単純に踏襲しても、理解を得ることは難しい。裁量制の対象にふさわしい業種は何かといった、そもそも論からやり直すことになりそうだ。

裁量制は仕事の内容ややり方などが個人の裁量に委ねられるが、実際は出退勤の時間が厳しく決められているなど、不適切な運用実態も問題になっている。厚労省はこうした課題も踏まえて、運用の適正化を法案に盛り込むことを検討している。

6月末に成立した働き方改革関連法では一部の専門職を労働時間規制から外す「脱時間給付制度」を設けた。当初はさらに企画型の裁量労働制の対象に、一定の専門知識があり顧客の経営課題を解決する提案型の営業職などを加える予定だった。

ところが、裁量制で働く人の方が一般労働者よりも働く時間が短いという厚労省の主張の根拠だった調査に誤りがあることが発覚。野党が猛反発し、政府は裁量制拡大を法案から削除することを余儀なくされた。

厚労省が早期に議論の仕切り直しに動くことには、野党や労組から批判が出ることも予想される。「提案型の営業職」を対象を広げるという従来案を単純に踏襲しても、理解を得ることは難しい。裁量制の対象にふさわしい業種は何かといった、そもそも論からやり直すことになりそうだ。